

貸切バスの臨時営業区域の設定について

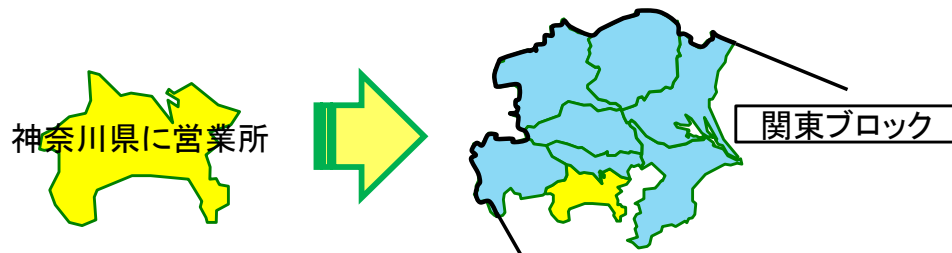
- 訪日外国人旅行者の移動ニーズへの対応のため、安全に対する取組状況が優良な事業者が、通常の営業区域よりも広域的に貸切バスを提供できる特例措置を講じている。
- 訪日外国人旅行者の移動ニーズへの対応のため、本制度を活用している貸切バス事業者において安全確保策が継続して講じられていることに鑑み、特例措置を令和8年3月末まで1年間延長。

制度概要

- (1) 対象事業者 → 日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定(日バスSafety)を受けた事業者で、法令遵守の点で問題のない事業者
- (2) 営業区域 → (イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域(地方ブロック)を臨時営業区域とする。
(ロ) (イ)の他に営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず臨時営業区域とすることができる。
- (3) 対象旅客 → 訪日外国人旅行者
- (4) 認可期限 → **令和8年3月末まで**



(イ)のケース



(ロ)のケース

